全国社会衛生

全社連ニュース

6月1日(火)
(令和3年)第163号

全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会
〒105-0004
東京都港区新橋6丁目8番2 全国生衛会館5F
電話 03-5733-1975　FAX 03-5843-7465
ホームページhttps://zensyaren.net

6月号の各面主な記事

[2面]令和2年度事業報告
[3面]HACCPが義務化
[4面]感染再拡大で更に売上減

令和3年度 第1回理事会は6議案を書面決議

友本会長の続投が内定

令和2年度 事業報告や収支決算報告など

全社連は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度第4回理事会に続き、令和3年度第1回理事会も書面決議で実施した。5月24日に各理事等に議案を発送して可否をとり、5月31日までに全議案が承認された。今回は令和2年度収支決算報告、任期満了に伴う役員改選の件など6議案を審議した。このうち役員改選の件は会長選に関するもので、現職の友本正己氏の再任が内定。通常総会に提案される。

書面で上程した全社連の令和3年度第1回理事会では▽令和2年度事業経過報告▽同収支決算報告▽同生活衛生関係営業対策事業報告▽同対策事業収支決算報告▽同監査報告▽任期満了に伴う役員改選の件――の6議案が審議された。

友本　正己氏

このうち任期満了に伴う役員改選の件は、会長選（無投票）の結果を受け、現職の友本正己氏の続投が内定した。

会長選は規定に則り5月7日まで立候補を受け付けた。この間、5名以上の推薦書を添えて立候補の届け出をしたのは現職の友本氏のみだった。

今後は、6月の通常総会で選出される新理事に報告し、そこでの承認をもって正式に次期会長に決定する。

友本氏は福井県組合理事長。全社連では総務部長、専務理事などを経て2017年から会長を務めており、再任されると3期目となる。昨年から全国生活衛生営業指導センターの副理事長も務めている。

役員改選では理事、監事なども任期満了を迎え、6月の通常総会で新たに選任される。

さらに新理事の中から副理事長、三役（専務理事・総務部長・経理部長）が選任される。

▼報告事項は生活衛生功労者推薦など3件

第1回理事会の報告事項は▽令和3年度生活衛生功労者推薦（厚生労働大臣表彰1名、中央会理事長表彰4名）▽令和3年春の叙勲（新潟県の山本勝男氏、記事3面）▽令和3年度生活衛生関係営業補助金申請――の3件について行われた。

なお4月に行われた令和2年度第4回理事会では、書面決議により令和3年度4回理事会及び令和3年度第1回理事会の承認議案などが上程される。なお直近の感染拡大状況や国などの規制状況によっては、会議形式とせず書面による審議形式で行われる場合もある。

令和3年度通常総会は、6月17日に東京の全国生衛会館4階研修室で予定されている。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から懇親会は開かない。

総会には令和2年度の▽事業計画案▽賦課金▽収支予算案▽生活衛生関係営業対策事業計画案▽同対策事業予算案▽会議スケジュール案――の6議案が承認されている。

承認議案は総会に上程

3年度対策 事業計画案

11月に東京で組織強化研修会

組合活性化のモデル事業も

全社連が厚生労働省の補助金を活用して行う令和3年度生活衛生関係営業対策事業計画案は前回の理事会で承認され、通常総会に上程される。

今年度は「コロナ禍からの組織強化事業と組合活性化支援事業」として、東京での研修会及び組合員の増強に取り組む予定。実施期間は7月1日から来年3月末まで。事業を推進するための振興事業委員会（全社連役員で構成）は年度3回を予定している。

社交飲食業界は昨年来のコロナ禍の影響で極めて厳しい状況にあるが、研修会などを通して組合の次世代を担う人材育成を継続し、組織強化に繋げる。

若手・中堅組合員向けの研修会は、今年11月15、16日の2日間、東京のKKRホテルで予定している。

一方、2、3の県組合を対象に組合活性化のモデル事業も実施。組合員増強の取り組みを支援する。

また事業支援センターと連携し、組合脱会防止策を検討・実施。これらの取り組みにより、令和3年度末の組合員数は2年度末を9%上回る1万9000人を目標にしていく。

このほか関連の補助金事業では、これと別枠で傘下の7組合が組織強化や活性化などに取り組む見通し。

監事2氏が会計監査

全社連の会計監査が4月23日、全社連事務所で行われた。阿部監事、秋山監事が令和2年度収支決算報告などをチェックしたもので内容を適正なものと見なした。6月の通常総会で報告する。

監査には保志専務理事、鈴木経理部長、大貫事務局員が立ち会った。

連社 全会員登録

コロナ禍で1万7,500人台に

1,461人が入会もトータルで減少

全社連はこのほど、令和3年度組合別登録人数をまとめた。今年度は昨年から続くコロナ禍による経営環境の悪化、休廃業等により組合員数が前年度比で493人減少。1万8000人を割り込み合計1万7567人となった。

新規組合員として146人が加入したが、これを上回る1858人が退会した。493人の減少数は前年度の552人よりは少ない。計38都道府県組合（休会を含む）のうち約6割の23組合が組合員数を減らし岐阜、東京、神奈川、鹿児島、宮城は50人以上の減少となった。

一方、組合員数が増えた組合は9組合で一昨年に設立された山梨（98人増）、沖縄（94人増）、熊本（58人増）、福井（50人増）などが多かった。

なお今年度から兵庫が休会に入る予定で、休会組合は岡山と合わせて2県になる。廃業等で組合を脱退する店舗がある一方、コロナ禍の事業継続に向けて組合を頼って加入した飲食店も多い。またトータルで組合員が減少した県組合の中には100～200人台で新規会員を増やした県もある。

コロナ禍の影響による経営環境の悪化は今年度も続くと見られるが、全社連は組合員脱退に歯止めをかけながら会員増強による組織強化に取り組むと共に、設立機運のある未組織県の活動を支援していく考えだ。

ストップ！未成年飲酒・飲酒運転。妊娠中や授乳期の飲酒はやめましょう。お酒はなによりも適量です。※1ダイヤモンド麦芽増量による ※2当社缶ビールにおける原麦汁エキス濃度及びホップ使用量比較において（限定販売を除く）
サントリービール株式会社　http://suntory.jp/PREMIUM/

ストップ！20歳未満飲酒・飲酒運転。お酒は楽しく適量で。
妊娠中・授乳期の飲酒はやめましょう。あきびんはお取扱店へ。 キリンビール株式会社

令和2年度事業経過報告

コロナ禍で各県賦課金を減免　全国大会は中止

感染予防ガイドライン遵守を呼び掛け

全社連は令和3年度第1回理事会に令和2年度事業経過報告（令和2年4月1日～令和3年3月31日）を提案し承認された。今後、総会に上程される。概況の要旨は次の通り。

【概況】

社会基盤全体を揺るがす新型コロナウイルス感染症の脅威のもと緊急事態宣言等を受け、休業要請、営業自粛、時短営業など、我々の業界は今までにない厳しい経営環境に置かれた。

全社連においても通常総会並びに理事会の多くが書面採決になり、会議形式で開催出来た理事会は9月の1回のみであった。通常総会では、各県組合の賦課金を定額賦課金のみの対応とし、1年間免除することを決定した。また全国社交飲食業代表者宮崎大会も中止になった。9月の理事会では、塚口智専務理事の副会長就任と保志雄一総務部長が専務理事を兼任することが承認された。

新型コロナウイルス感染症ガイドライン検討会が数回行われ、6月には社交飲食業としての感染拡大予防ガイドラインが出来上がり、全組合員を対象にガイドラインマニュアルを発行し、遵守をお願いした。

また感染防止を目的とした業種別チェックシートに基づき店舗の巡回指導を行った。安心優良店の証ステッカーは偽造防止タイプの新しいものを作成した。

新型コロナウイルス感染症対策分科会の大都市歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループにも参画し、感染拡大防止に努めた。持続化給付金、家賃支援給付金、雇用調整助成金などの延長においても組合の働き掛けが奏功した。

厳しい経営環境の下、我が組合の原点である「組織拡大」を目指し、未組織県の組合設立に力を注ぎ、組合員の退会・廃業による組合員の減少に歯止めを掛けるために「組織拡大運動」を継続実施した。

11月の「生活衛生同業組合活動推進月間」においては、会員増強及び組合の活性化を主眼に置いた継続的補助金事業として「組織強化研修会」を開催し、新たに執行部との意見交換会も行った。

なお、功労者表彰は厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰（5名）、全国生活衛生同業組合中央会理事長感謝状（15名）、全社連会長表彰（35名）の合計55名であった。全国大会がなかったため、研修会で報告し、賞状は郵送した。

厚生労働省の指導の下、衛生水準の維持向上に努め、地域との共生を図り、お客様が安全・安心して過ごせる治安維持に努め、消費者擁護並びに業界の社会的地位の向上及び業界の発展に努めた。

また、我々は遵法営業に徹しているが、その遵法営業を行っている者が不利益を受けないように法制度の改善を求めた。

令和2年度の対策事業報告

研修会は若手中堅が参加

4組合の加入促進を支援

コロナ対策で冊子作成　衛生講習会の補助も

昨年11月に行われた組織強化研修会

厚生労働省の補助金を活用する生活衛生関係営業対策事業。令和2年度分については通常の取り組みに加え、第2次補正予算でコロナ対策等による取り組みを行った。同事業経過報告は第1回理事会で承認され通常総会に上程される。

通常の対策事業では、昨年11月16、17日の2日間、KKRホテル東京で研修会「組合員の加入促進による組織強化」を開催。全国から約50名が参加し7氏の講演を聴講、全社連幹部との意見交換を行った。参加者は20～50代の若手・中堅組合員が85％を占めた。

また組合員加入促進活性化事業では山梨、北海道、大阪、広島の4道府県組合の取り組みを支援した。このうち山梨では県が昨年5月から今年2月までコロナ対策で接待を伴う飲食店への県独自の休業要請を実施。感染対策の基準を満たした店のみ個別解除する方式をとっていたが、組合員は手続きが軽減されたこともあり加入メリットがアップ。退会者を除いても約百人の増員に繋げた。

またコロナ禍で激増した繁華街の空き店舗に新規店を呼び込む取り組みに積極的に協力（広島）、抗菌マスクケースを配布し組合をPR（大阪）するなどして組合加入に繋げた組合や、新規会員の獲得と共に組合員を対象とした事業継続などの説明会を開催し組合員の減少を最小限に止めた組合（北海道）もあった。

▼補正予算の対策事業

一方、第2次補正予算を活用した取り組みでは、新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの作成や各県組合の衛生講習会への補助、組合店向けの「安心優良店の証」ステッカーの新規作成などを行った。

感染症対応マニュアルは社交飲食業における感染拡大予防ガイドラインや各種の事業者支援策を冊子にまとめ組合員に配布、その後、改訂版も発行した。

コロナ対策・衛生講習会への補助は昨年10月～今年3月に13組合が実施した計25回の講習会に対し、講師の謝金や会場費を規定の範囲内で補助した。

正副会長会で挨拶する友本会長

3年度最初の正副会長会

第1回理事会へ向けて話し合う

全社連の令和3年度第1回正副会長会議が5月19日（水）午後1時30分から全国生衛会館の特別会議室で開催された。

出席者は友本正己会長、福長徳治副会長、伊添一成副会長、中島ヒロ子副会長、田苅子敬夫副会長、塚口智副会長、保志雄一専務理事、鈴木悦朗経理部長、町田宏之理事（アドバイザー）。友本会長の挨拶に続き、令和3年度第1回理事会の上程議案となる▽令和2年度事業経過報告▽同収支決算報告▽同生活衛生関係営業対策事業報告▽同対策事業収支決算報告▽同監査報告▽任期満了に伴う役員改選の件――などについて話し合った。

このうち役員改選の件は会長選の締め切り期限までに現職の友本正己氏以外、届け出がなかったことが報告され、友本氏の再選が内定した。

また令和3年度生活衛生功労者推薦の件、令和3年度補助金事業の件についても話し合った。

このほか4月の書面理事会で承認された議案のうち令和3年度収支予算案については、政治連盟会費の減免が決まったことなどから総会では、これらを反映させたものを上程することとした。

全社連事務局に正式採用　遠藤菜穂子さん

よろしくお願いします！

全社連事務局の新職員として遠藤菜穂子さんが採用され、4月から勤務している。これにより全社連事務局は大貫彰さんとの二人体制に戻った。

遠藤さんは神奈川県横浜市出身。民間企業で営業事務を務めた後、蕎麦店（現在は閉店）を長年、家族で切り盛りしてきた。自身も調理師免許をもつ。

全社連に採用される前は日本生命相互会社に勤務していた。

遠藤さんは「ご縁があり4月から全社連で働くことになりました。全社連の事を学びつつ仕事も励んで参りますので、どうぞよろしくお願い致します」と話している。

趣味については「食べる事が大好きで6月から娘とパン作りの教室に通うのを楽しみにしています」とのこと。

◆全社連賛助会員・申込企業（番号はTEL）

酒類メーカー	アサヒビール株式会社	03-5608-5158
カラオケ機器	株式会社エクシング	03-6848-8183
酒類メーカー	キリンビール株式会社	03-5641-2270
酒類メーカー	サントリー酒類株式会社	03-5579-1000
冊子等制作	株式会社ブライト	03-5259-8833
電力・ガス	株式会社ミツウロコヴェッセル	03-3275-6316

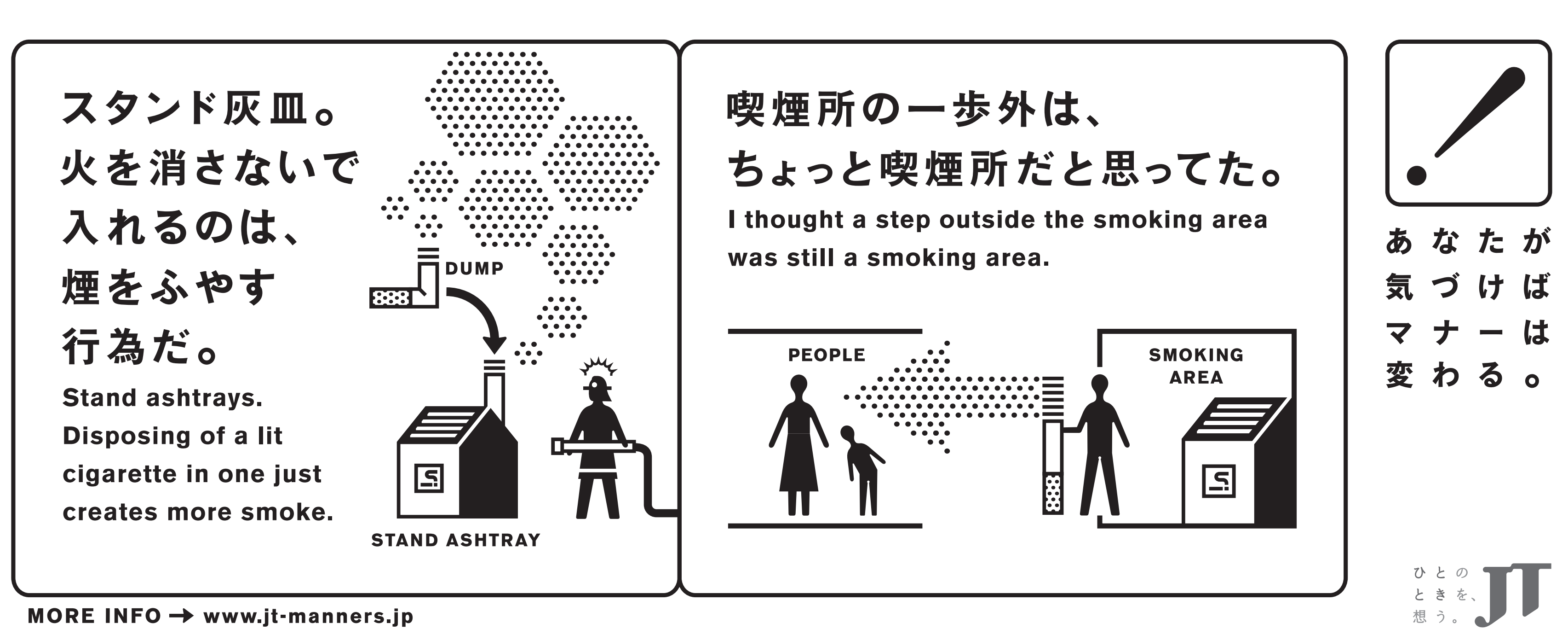

春の叙勲 旭日単光章に輝く

新潟県社交飲食業生活衛生同業組合
副理事長

山本 勝男氏

組合の活動に多大な貢献

4月29日に発表された令和3年春の叙勲で、新潟県組合副理事長の山本勝男氏が旭日単光章の栄誉に浴された。組合活動への貢献等が高く評価されたもの。

山本氏はスバル自動車勤務を経て昭和45年に割烹料理店を開業。新潟県組合では平成11年に、常務理事に就任。同時に魚沼支部長となり、支部組合員の防犯活動の意識高揚や暴力団等排除運動にも力を注いだ。

平成20年に県組合の副理事長となり、町田理事長を補佐すると共に、平成26年から全国統一で行われている「生活衛生同業組合活動推進月間」では、率先して組合員の新規加入促進活動に努めた。平成29年からの「第三電力利用による経費削減事業」では、基盤強化副委員長として同事業の推進に尽力した。

また組合の経営特別相談員として、日頃から日本政策金融公庫の融資を利用した経営再建に導く指導にあたっているが、昨年の新型コロナウイルス感染症の発生時には、率先して公庫の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を組合員へ周知し、経営継続が可能となるよう指導に努めた。

組合活動への功績により平成8年に全社連会長表彰、平成22年に全国生活衛生同業組合中央会理事長表彰、平成26年に厚生労働大臣表彰などを受賞しており、今回の叙勲へと至った。

改正食品衛生法が完全施行 6月1日

HACCPに沿った衛生管理が必要

飲食店営業者は手引書を参考に取組みを

改正食品衛生法が6月1日から完全施行となった。▽HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化▽営業許可制度の見直しと営業届出制度の創設▽食品等のリコール情報の報告の義務化――が柱だが、ここでは飲食店に影響の大きいHACCPに沿った衛生管理を取り上げたい。

HACCP（ハサップ）とは原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的に管理する方法。衛生管理の「見える化」ともいえる。

6月1日から原則、全ての食品等事業者は一般的衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理が求められている。営業許可の取得時や更新時、保健所による定期的な立入等の確認対象にもなる。

具体的には衛生管理計画を作成、実施状況を記録し保管する。

飲食店営業者などは「小規模営業者等」に分類され、業界団体が作成した手引書を参考に、簡略化したアプローチで取り組むことができる。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）概要版のURLは次の通り（厚労省ホームページ内）。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

手引書のほか各地の自治体や食品衛生協会がまとめた食品衛生管理ファイルの活用が簡便。

【HACCP留意事項】

▽今回の制度化は、衛生管理の手法（ソフト）に関するもので、施設や設備（ハード）の新設や変更は必要ない▽衛生管理の実施状況は、これまでと同様、営業許可の更新時や保健所による定期的な立入等の機会に、食品衛生監視員が確認する。新制度のため当面の間は導入の支援・助言が中心となる。分からない点は同監視員に相談する▽食品衛生法には罰則がある

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者※向け）概要版 から

実施すること

1．衛生管理計画の策定
2．計画に基づく実施
3．確認・記録

1．衛生管理計画の策定

➢ 一般的衛生管理のポイント

① 原材料の受入の確認
② 冷蔵・冷凍庫の温度の確認 ⇒ 原材料の取扱い (P2)
③－1 交差汚染・二次汚染の防止
③－2 器具等の洗浄・消毒・殺菌 ⇒ 施設・店舗の清潔維持 (P3)
③－3 トイレの洗浄・消毒
④－1 従業員の健康管理・衛生的作業着の着用など ⇒ 調理従事者の衛生・健康 (P3)
④－2 衛生的な手洗いの実施

➢ 重要管理のポイント

調理方法に応じ、メニューを 3 つのグループに分類し、それぞれのチェック方法を決めます。 ⇒ (P4)

冷たいまま提供 / 加熱して温かいまま提供 / 加熱後冷まして提供 さらに再加熱して提供

2．計画に基づく実施

1 で決めた計画に従って、日々の衛生管理を確実に行っていきます。実施する手順は手順書を参考にしてください。 ⇒ (P8～)

3．確認・記録

1日の最後に実施の結果を記録しましょう。また、問題があった場合にはその内容や対処を記録用紙に書き留めておきましょう。また、定期的（1 か月など）に記録を振り返り、同じような問題が発生している場合には対応を検討しましょう。 ⇒ (P8～)

小規模な一般飲食店事業者向けの手引書は（公社）日本食品衛生協会が作成。概要版の全ページは右記参照。https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000479856.pdf

雇用調整助成金

宣言地域など特例水準維持

全国は5月から縮減

従業員の休業手当の一部を助成する雇用調整助成金。新型コロナウイルス感染症に係る特例措置は5月から原則、縮減されているが、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象地域などは縮減せず、従来（4月まで）の特例水準が維持されている。当初は6月末までの予定だったが、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が6月まで延長されたことに伴い、国は7月末まで維持する予定。

従来の特例対象となるのは、同地域で自治体からの時短要請等に応じた事業主、地域を問わず特に業況が厳しい事業主（最近3ヵ月平均の売上高等が前年又は前々年同期比3割以上減少）。従来の特例水準は、上限額が従業員1人につき1日1万5000円、助成率は従業員を解雇しない場合で最大10割。

一方、従来の特例が縮減される地域では5～7月、上限額が1人1日1万3500円、中小企業の助成率は従業員を解雇しない場合で最大10分の9に減る。

緊急事態宣言は北海道、東京、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、沖縄の10都道府県が6月20日まで。まん延防止等重点措置は群馬、石川、熊本3県が6月13日まで、埼玉、千葉、神奈川、岐阜、三重の5県が6月20日まで。

事務局日誌

令和3年

4月21日　会計チェック。角会計士、大貫・遠藤各事務局員。

4月23日　全社連会計監査。保志専務理事、鈴木経理部長、阿部監事、秋山監事、大貫事務局員。

5月7日　会長選挙締め切り。

5月11日　日本能率協会説明会（ZOOMミーティング）。保志専務理事。

5月18日　厚生労働省・飲食店の営業に係る意見交換会（ZOOMミーティング）。保志専務理事。

5月19日　令和3年度第1回正副会長会議（2面記事参照）。

5月24日　自民党各種団体協議会・懇談会（ZOOMミーティング）。保志専務理事。

あの日が目に浮かぶ
音楽がある

著作権をまもることは、未来に音楽をつないでいくこと

記憶に残るメロディや歌詞。心をふるわす音楽に出会った歓び。
音楽とその想いが未来へずっとつながるように。
私たちJASRACは、著作権をまもり、音楽を生み出す作詞家・作曲家などの
創作活動をこれからもしっかりと支えていきます。

JASRAC®

一般社団法人 日本音楽著作権協会 〒151-8540 東京都渋谷区上原3-6-12 TEL(03)3481-2121(大代表) http://www.jasrac.or.jp

日本公庫の生衛業コロナ影響調査

感染再拡大で売上減少幅が拡大

50%以上減少 飲食業は約4割に

資金繰りは「自己資金のみで補った」が最多

1～3月期

日本政策金融公庫はこのほど、令和3年1―3月期の生活衛生関係営業（大枠で9業種）景況調査に関連して実施した、新型コロナウイルス感染症に関するアンケート調査結果を公表した。新型コロナ禍による売上への影響は前期（令和2年10―12月期）より拡大し飲食業などの深刻な状況が浮き彫りとなった。

調査結果によると、新型コロナの事業への影響について91・9%の企業が「マイナスの影響があった」と回答した。

「マイナスの影響」については全業種と同様、飲食業でも「売上の減少」（99%）、「営業時間の短縮・変更」（71・4%）、「休業（一時的なものを含む）」（54・7%）の順に多かった。

売上が減少した企業の今年1～3月期の減少幅（前年同期比）を飲食業でみると、「50%以上減少」は37・3%で前期（令和2年10―12月期）の23・7%から10ポイント以上、増加した。業種別ではホテル・旅館業の67%、氷雪販売業の47・3%に次ぐ多さで、全業種は26・2%だった。

「マイナスの影響があった」と答えた企業（全業種）の資金繰りでは、「不足したため外部からの借入のみで補った」が21・8%、「外部からの借入と自己資金（代表者、役員、家族借入を含む）で補った」が20・2%、「自己資金のみで補った」が38・2%と最多だった。一方、「不足しなかった」は19・8%だが、飲食業は9業種で最低の16・2%だった。

運転資金の補てん金額（調達金額の総額、自己資金含む）は、全業種で「3百万円以下」の回答が70・3%と7割に上った。運転資金の調達先（自己資金除く）は、日本政策金融公庫が最多で飲食業は63・2%に上った。

3月以降は時短要請の拡大等で飲食業などの経営状況が、さらに悪化しているとみられる。

休業・時短要請で夜の飲食店街は閑散（都内）

社交は特に厳しく

1～3月期の景気動向等調査

業況、売上DI等さらに低下

日本政策金融公庫の今年1―3月期の生活衛生関係営業・景況調査では、生衛業の景況が大きく悪化。公庫は生衛業の景況について「新型コロナウイルスの感染拡大により厳しさが増している」と判断した。

飲食業も同様でDIポイント（結果が良い企業の割合から悪い企業の割合を引いた数値）が低迷。中でも社交は業況判断DIが前期より19ポイント低下の▲（マイナス）91・8、売上が6・4ポイント低下の▲98・5、利用客数は2・7ポイント低下の▲99と、いずれも飲食業7業種の中で最低水準にある。経営上の課題では「顧客数の減少」を挙げる事業者が94・9%（飲食業全体は88・7%）に上っている。

▼社交は緊急事態宣言・対象外地域も落ち込む

同期は年明けからの感染再拡大で11都府県に緊急事態宣言が出されたが、これらの地域に止まらず、対象外地域の事業者の業況も悪化している。

各地の社交業者からは「自主的に外出を自粛している方が多く客足が戻らない」（静岡）、「常連客の利用もなくなり休業状態に陥っている」（岡山）、「飲み会・会食を控える動きがさらに広がり来客は減少。特に団体予約は激減。予約が入っても4名までの少人数グループが多く滞在時間も短くなっている」（香川）など切実な声が聞かれた。

先行きについても、「コロナ禍が完全に収束するまで業況の改善は見込めない。特に接客を伴う飲食店には強い警戒感を持つ方が多く、平時の営業体制に戻るには相当な時間を要すると思われる」（石川の同業者）と厳しい見方をしている。

政府や自治体等には、こうした実態を踏まえた支援策が望まれる。

JASRAC著作物使用料

休業等で減免対応

1ヵ月未満も対象

時短要請地域など

JASRAC（日本音楽著作権協会）は、新型コロナウイルスの影響による休業店舗等に著作物使用料の減免対応を行っている（BGMは除く）。

通常はカラオケ、生演奏など音楽利用の休止期間が継続して1ヵ月を超える場合、使用料の請求が月単位で停止される。これに加えて営業地域に緊急事態宣言や、まん延防止等重点措置、その他の休業・時短要請が出されている状況の下、休業や時短営業等で音楽利用をしない場合は1ヵ月未満でも月額使用料を減額し利用期間ごとの使用料としている（表参照）。

利用休止後の届け出も認めており届け出前の休止分も対象となる。使用料を前払いした場合は後日、精算される。届け出はJASRACのホームページや各支部の電話で受け付けている。ホームページからはトップページの「新型コロナウイルス感染症への対応について」→「店舗でのご利用」→「ご営業や音楽利用の休止・廃止に伴うお手続き」の順に進み届け出フォームに記入し送信。

◆1ヵ月の利用期間ごとの使用料割合

利用（営業）日数	使用料額
1日～7日	月額使用料の25%
8日～15日	月額使用料の50%
16日～23日	月額使用料の75%
24日～31日	月額使用料の100%

日本政策金融公庫　国民生活事業（生活衛生貸付）　主要利率一覧表

（適用日：令和３年６月１日・年利：%）

（会社及び個人）

融資の種類				利率（注１）	
一般貸付	設備資金	下記以外の設備資金		基準利率	1.11～2.90%
		省エネルギー設備		特別利率A	0.71～2.07%
				特別利率B	0.46～2.05%
		衛生設備		特別利率C	0.30～1.57%
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金		特別利率A	0.71～2.50%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率B	0.46～2.25%
		特例貸付	福祉増進資金 防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.11～2.55%
				特別利率A	0.71～2.15%
				特別利率B	0.46～1.90%
				特別利率C	0.30～1.45%
			生活衛生新企業育成資金（注2、3）	基準利率	1.11～2.70%
				特別利率A	0.71～2.30%
				特別利率B	0.46～2.05%
				特別利率C	0.30～1.80%
			生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金	基準利率	1.11～2.70%
				特別利率A	0.71～2.30%
				特別利率B	0.46～2.05%
		一般公衆浴場施設・設備		特別利率E	0.30～1.50%
振興事業貸付	設備資金	振興事業施設のうち特定設備（注4）		特別利率C	0.30～1.80%
		省エネルギー設備		特別利率A	0.71～2.30%
				特別利率B	0.46～2.05%
		衛生設備（注4）		特別利率C	0.30～1.80%
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金		特別利率A	0.71～2.30%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率J	0.30～1.85%
		振興事業施設のうち上記以外のもの		基準利率	1.11～2.70%
		特例貸付	福祉増進資金（注４） 防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	特別利率A	0.71～2.15%
				特別利率B	0.46～1.90%
				特別利率C	0.30～1.65%
				特別利率J（注５）	0.30～1.50%
			生活衛生新企業育成資金(注２、３、４) 生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注４)	基準利率	1.11～2.70%
				特別利率A	0.71～2.30%
				特別利率B	0.46～2.05%
				特別利率C	0.30～1.80%
	運転資金	振興計画に従って営業を営むのに必要な資金(注４)		基準利率	1.11～2.41%
		標準営業約款登録営業者にかかる資金(注４)		特別利率A	0.71～2.01%
		キャッシュレス決済対応に必要な資金		特別利率A	0.71～2.01%
		観光にかかる生産性向上の取組みを行うのに必要な資金		特別利率A	0.71～2.01%
		訪日外国人旅行者対応に必要な資金		特別利率B	0.46～1.76%
		特例貸付	生活衛生新企業育成資金(注３、４)	基準利率	1.11～2.41%
				特別利率A	0.71～2.01%
				特別利率B	0.46～1.76%
				特別利率C	0.30～1.51%
			生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金(注４)	基準利率	1.11～2.41%
				特別利率A	0.71～2.01%
				特別利率B	0.46～1.76%
			防災・環境対策資金 地域活性化・雇用安定資金	基準利率	1.11～2.06%
				特別利率A	0.71～1.66%
生活衛生セーフティネット貸付				基準利率	1.11～2.06%
生活衛生企業再生貸付				特別利率A	0.71～1.95%
生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（注６）				特別利率F	1.21%
災害貸付				基準利率（注７）	1.26～1.75%
東日本大震災復興特別貸付 〔震災直接被害関連・震災間接被害関連〕(注８)				1.26～1.75%（当初３年間最大－1.4%）	
東日本大震災復興特別貸付 〔震災セーフティネット関連〕				基準利率	1.11～2.06%
				特別利率R	0.91～1.86%
				特別利率N	0.81～1.76%
				特別利率U	0.61～1.56%
令和元年台風第19号等特別貸付、 令和２年７月豪雨特別貸付〔直接被害者・間接被害者〕(注８)				1.26%～1.75%（直接被害者：当初３年間－0.9%）	
令和元年台風第19号等特別貸付、 令和２年７月豪雨特別貸付〔セーフティネット関連〕				基準利率	1.11～2.25%
新型コロナウイルス感染症特別貸付				1.26～1.55%（当初３年間－0.9%）	
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(注９)				0.95～4.70%（当初３年間は0.95%）	
衛生環境激変特別貸付				基準利率	1.11～2.41%
				特別利率C	0.30～1.51%

（組合）

融資の種類			利率（注１）	
一般貸付	設備資金	下記以外の設備資金	基準利率	1.11～2.70%
		特定の設備	特別利率C	0.30～1.80%
	運転資金	共同購入運転資金	基準利率	1.11～2.41%
振興事業貸付	設備資金	振興事業施設のうち特定設備	特別利率C	0.30～1.80%
		振興事業施設のうち特定設備以外のもの	基準利率	1.11～2.70%
	運転資金	振興計画に従って営業を営むのに必要な資金	基準利率	1.11～2.41%
		共同購入運転資金	基準利率	1.11～2.41%

利率改定のご案内

このたび、当公庫の貸付利率が改定され令和３年６月１日以降の新規貸付契約分から適用されることとなりましたので、ご案内申し上げます。

㈱日本政策金融公庫　国民生活事業本部　生活衛生融資部

〒100―0004　東京都千代田区大手町1―9―4大手町フィナンシャルシティノースタワー
Tel 03―3270―1651　　生活衛生融資部　生活衛生企画グループ
ホームページアドレス　https://www.jfc.go.jp/

※　使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

（注１）貸付利率は金融情勢によって変動しますので、適用利率(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。
（注２）他に、東日本大震災にかかる拡充措置(被災者創業・被災地創業）がございます。
（注３）他に、創業後目標達成型金利がございます。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。
（注４）生活衛生同業組合等から、 一定の会計書類を準備していることの確認及び事業計画の確認を受けた方が振興事業を行うための設備資金及び運転資金については、通常適用される利率より0.15%(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う方が必要とする資金については、適用される利率より0.30%）低い利率でご利用いただけます(一部、ご利用いただけない場合がございます。)。
（注５）防災・環境対策資金のうち、事業継続計画（ＢＣＰ）に基づき、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を行う方に適用されます。
（注６）他に、東日本大震災、令和元年台風第19号等、新型コロナウイルス感染症及び令和２年７月豪雨に伴う拡充措置がございます。
（注７）適用する貸付制度に定める貸付利率が、基準利率以外の場合は、当該貸付利率が適用されます。特災貸付に該当する場合は、貸付後３年間、基準利率より0.9%低い利率でご利用いただけます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
（注８）適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付、令和元年台風第19号等特別貸付及び令和２年７月豪雨特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件が適用されます。なお、貸付利率の下限は、0.05%になります。
（注９）貸付後１年ごとに、直近決算の業績に応じて、２区分の利率が適用されます(貸付後３年間の利率は0.95%となります。)。
＊１　次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実施するために必要な資金には、特別利率Ａが適用されます。
①非正規雇用の処遇改善に取り組む方
②事業場内最低賃金の引上げに取り組む方
③従業員の長時間労働の是正に取り組む方
④次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(届出が義務付けられている方を除きます。)
⑤女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第８条に基づく一般事業主行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長へ届け出ている方(届出が義務付けられている方を除きます。)
⑥外国人労働者の雇用管理の改善に取り組む方
⑦障害者の雇用又は障害者に対する合理的な配慮の提供に取り組む方
＊２　次のいずれかに該当する方が働き方改革実現計画を実施するために必要な資金には、特別利率Ｂが適用されます。
①非正規雇用の処遇改善に取り組む方であって、非正規雇用労働者の平均基本給を３%以上増額しようとする方
②従業員の長時間労働の是正に取り組む方であって、勤務間インターバル制度を新たに導入しようとする方
③次世代育成支援対策推進法第13条に基づく「子育てサポート企業」（くるみんマーク）の認定を受けた方
④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第９条に基づく認定を受けた方
⑤青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく「ユースエール認定企業」の認定を受けた方
⑥障害者の雇用又は障害者に対する合理的な配慮の提供に取り組む方であって、障害者の雇用の促進等に関する法律第77条に基づく認定を受けた方
＊３　創業支援貸付利率特例制度を適用する場合は、通常適用される利率より0.30%低い利率でご利用いただけます。
＊４　設備資金貸付利率特例制度(全国版）を適用する場合は、通常適用される利率より貸付後２年間 0.50%低い利率でご利用いただけます。
＊５　設備資金貸付利率特例制度(東日本版）を適用する場合は、通常適用される利率より全期間 0.50%低い利率でご利用いただけます。